

全ての子どもが健やかに成長できるまちの実現に向けて

「川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例」を制定しました

(施行日:令和6年4月1日)

この条例は、一人一人が子どもや子育てに関わるかたに寄り添い、市全体で子ども・子育て支援を推進することにより、全ての子どもが健やかに成長できるまちの実現を目指すものです。



▲市ホームページ

責務と役割

市の責務

子どもや子育てに関わるかたと協力しながら、計画を立て、総合的に施策を進めます。

全体の責務

児童虐待、いじめ、犯罪などから子どもを守り、子どもが安心して生活できるまちをつくれます。

市民の役割

子どもや保護者を見守り、子ども・子育て支援の取り組みに協力します。

保護者の役割

子どもを育てる責任者として、子どもが健やかに過ごせる家庭環境を整えます。

保育所や学校などの関係施設等の役割

子どもが自分の能力を最大限に伸ばすことができるよう支援します。

子ども・子育て支援の方向性

- ✓ 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します
- ✓ 子どもが自ら育つことができる環境をつくれます
- ✓ 家庭の状況などに関わらず、全ての子どもの健やかな成長を応援します
- ✓ 課題を抱える家庭を支援します
- ✓ 一定の配慮を必要とする子どもを支援します
- ✓ 支援を必要とする子どもや保護者には、関係者が適切に関わります

児童の権利に関する条約とは

子どもの権利を国際的に保障するために定められた条約で、1989年(平成元年)の国連総会において採択され、1990年(平成2年)に発効しました。日本は1994年(平成6年)に批准しました。

条約の中では、18歳未満の子どもを、権利をもつ主体と位置付け、大人と同様に一人の人間として人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めています。

条約において、子どもの権利は大きく次の4つに分けられます。本市でも、この条約の趣旨を踏まえて、子ども・子育て支援を推進します。

生きる権利

安全な環境のもとで安心して生きる権利

育つ権利

自分の考えを持ち、教育、スポーツ、遊びなどを通じて自分らしく育つ権利

守られる権利

あらゆる差別、虐待、暴力などから守られる権利

参加する権利

成長の段階に応じて意見を表明し、自分に関係する施策の決定に参加する権利